

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 2 年 3 月 会 議
議 案 説 明 資 料

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(失職の例外) 第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が職務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行が猶予された者については、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略	(失職の例外) 第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が職務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行が猶予された者については、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 略 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4～6 略 第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公	(期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第23条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。 2 略 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4～6 略 第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公

公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 (3)及び(4) 略 (勤勉手当) 第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 (退職者の給与)	公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>） (3)及び(4) 略 (勤勉手当) 第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 (退職者の給与)
---	--

第30条 略 2～6 略 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 8 略	第30条 略 2～6 略 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 8 略
--	--

洞爺湖町職員の旅費に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～6 略	(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条第2号から第5号まで、又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～6 略

洞爺湖町印鑑条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当するものについては、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u>	(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当するものについては、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>成年被後見人</u>

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員) 第 2 3 条 略 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) 法第 1 8 条の 5 各号及び<u>法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号</u>のいずれにも該当しない者 3 略	(職員) 第 2 3 条 略 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) 法第 1 8 条の 5 各号及び<u>法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号</u>のいずれにも該当しない者 3 略

職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(署名) 第2条 略 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(署名) 第2条 略

洞爺湖町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略

洞爺湖町税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(入湯税の税率) 第 1 4 3 条 入湯税の税率は、入湯客一人について、次の各号に定める額とする。 (1) 一般 ア 宿泊客 <u>1 泊につき 3 0 0 円</u> イ 日帰客 <u>1 0 0 円</u> (2)及び(3) 略	(入湯税の税率) 第 1 4 3 条 入湯税の税率は、入湯客一人について、次の各号に定める額とする。 (1) 一般 イ 宿泊客 <u>1 泊につき 1 5 0 円</u> ロ 日帰客 <u>1 0 0 円</u> (2)及び(3) 略

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(保険料率) 第5条 略 2 略 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16, 200円</u>とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16, 200円</u>」とあるのは、「<u>27, 000円</u>」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>16, 200円</u>」とあるのは、「<u>37, 800円</u>」と読み替えるものとする。	(保険料率) 第5条 略 2 略 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20, 300円</u>とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20, 300円</u>」とあるのは、「<u>27, 300円</u>」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>20, 300円</u>」とあるのは、「<u>39, 200円</u>」と読み替えるものとする。

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第2（第11条関係） 1 キャンプ場を利用する場合 (1) キャンプ場に入場する場合				別表第2（第11条関係） 1 キャンプ場を利用する場合 (1) キャンプ場に入場する場合			
施設維持費	大人	1人1日につき	500円	施設維持費	大人	1人1日につき	300円
		1人1泊につき	1,000円			1人1泊につき	800円
	小人	1人1日につき	200円		小人	1人1日につき	200円
		1人1泊につき	500円			1人1泊につき	400円
備考 略				備考 略			
(2) キャンプ場内の施設を利用する場合				(2) キャンプ場内の施設を利用する場合			
区分		利用料金		区分		利用料金	
キャンピングカーサイト	1サイト1日につき		1,600円	キャンピングカーサイト	1サイト1日につき		900円
	1サイト1泊につき		3,300円		1サイト1泊につき		3,000円
プライベートサイトA	1サイト1日につき		1,100円	プライベートサイトA	1サイト1日につき		600円
	1サイト1泊につき		2,200円		1サイト1泊につき		2,000円
プライベートサイトB	1サイト1日につき		500円	プライベートサイトB	1サイト1日につき		300円
	1サイト1泊につき		1,100円		1サイト1泊につき		1,000円
オープンサイト	1サイト1日につき		600円	オープンサイト	1サイト1日につき		300円
	1サイト1泊につき		1,200円		1サイト1泊につき		1,000円
ケビン	1棟1泊につき（6人分寝具付）		20,000円	ケビン	1棟1泊につき（6人分寝具付）		18,000円
2 スポーツ交流館を利用する場合				2 スポーツ交流館を利用する場合			
区分		利用料金		区分		利用料金	
全部を利用してスポーツの競技会若しくは練習会又はその他催物に利用する場合	夏期	1時間につき	1,100円	全部を利用してスポーツの競技会若しくは練習会又はその他催物に利用する場合	夏期	1時間につき	1,000円
	冬期	1時間につき	1,700円		冬期	1時間につき	1,500円
備考 略				備考 略			

3 運動広場又はイベント広場を利用する場合

区分	利用料金	
全部を利用してスポーツの競技会若しくは練習会又はその他の催物に利用する場合	運動広場	1時間につき <u>1, 100円</u>
	イベント広場	1時間につき <u>1, 100円</u>

備考 略

4 施設内の設備、備品等を使用する場合

区分	利用料金	
シャワー	1回につき	<u>300円</u>
洗濯機	1回につき	<u>200円</u>
乾燥機	1回につき	<u>100円</u>
ドームテント（4～6人用）	1個1回につき	<u>2, 400円</u>
ドームテント（3～4人用）	1個1回につき	<u>1, 800円</u>
ターフ（日よけテント）	1個1回につき	<u>1, 500円</u>
テーブルセット	1式1回につき	<u>700円</u>
バーベキュー用炉	1炉1回につき	<u>900円</u>
ガスコンロ（カートリッジガス用）	1個1回につき	<u>400円</u>
シュラフ（寝袋）	1個1回につき	<u>600円</u>
ランタン（電池用）	1個1回につき	<u>400円</u>
コッヘル（調理器具）	1式1回につき	<u>300円</u>
ケビン用寝具	1組につき	<u>3, 000円</u>

3 運動広場又はイベント広場を利用する場合

区分	利用料金	
全部を利用してスポーツの競技会若しくは練習会又はその他の催物に利用する場合	運動広場	1時間につき <u>1, 000円</u>
	イベント広場	1時間につき <u>1, 000円</u>

備考 略

4 施設内の設備、備品等を使用する場合

区分	利用料金	
シャワー	1回につき	<u>200円</u>
洗濯機	1回につき	<u>200円</u>
乾燥機	1回につき	<u>100円</u>
ドームテント（4～6人用）	1個1回につき	<u>2, 000円</u>
ドームテント（3～4人用）	1個1回につき	<u>1, 500円</u>
ターフ（日よけテント）	1個1回につき	<u>1, 300円</u>
テーブルセット	1式1回につき	<u>600円</u>
バーベキュー用炉	1炉1回につき	<u>600円</u>
ガスコンロ（カートリッジガス用）	1個1回につき	<u>200円</u>
シュラフ（寝袋）	1個1回につき	<u>500円</u>
ランタン（電池用）	1個1回につき	<u>300円</u>
コッヘル（調理器具）	1式1回につき	<u>200円</u>
ケビン用寝具	1組につき	<u>2, 500円</u>

洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 略 (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u> (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> (14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u> (15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u> (16) <u>負担額算定基準子ども</u> <u>令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 略 (9) <u>支給認定</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> _____をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u> _____をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u> _____をいう。

<u>(17)</u> 略 <u>(18)</u> <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。 <u>(19)</u> <u>教育・保育</u> 法第7条第10項第5号に規定する<u>教育・保育</u>をいう。 <u>(20)</u>及び<u>(21)</u> 略 <u>(22)</u> 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項_____において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う<u>特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)</u>又は<u>特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。)</u>に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり<u>特定教育・保育施設</u>又は<u>特定地域型保育事業者</u>が受領することをいう。 <u>(23)</u> <u>特定地域型保育事業</u> 法第43条第3項に規定する<u>特定地域型保育事業</u>をいう。 <u>(24)～(29)</u> 略 (一般原則) 第3条 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</u>(以下「<u>特定教育・保育施設等</u>」という。)は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準</u>の<u>特定教育・保育</u>又は<u>特定地域型保育</u>の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために<u>適切な環境</u>が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	<u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> <u>支給認定</u>_____の<u>有効期間</u> 法第21条に規定する<u>支給認定</u>_____の<u>有効期間</u>をいう。 <u>(14)</u>及び<u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項<u>の規定</u>において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項<u>の規定</u>において準用する場合を含む。)の規定により<u>町</u>_____が支払う<u>特定教育・保育</u>_____又は<u>特定地域型保育</u>に_____要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に_____代わり<u>特定教育・保育施設</u>又は<u>特定地域型保育事業者</u>が受領することをいう。 <u>(17)～(22)</u> 略 (一般原則) 第3条 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</u>(以下「<u>特定教育・保育施設等</u>」という。)は、良質かつ<u>適切な内容</u>_____及び<u>水準</u>の<u>特定教育・保育</u>又は<u>特定地域型保育</u>の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために<u>適切な環境</u>が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
--	---

2 略 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 略 （内容及び手続の説明及び同意） 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育_____の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 略 （_____正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に	2 略 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業_____を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 略 （内容及び手続の説明及び同意） 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>_____その他の利用申込者の教育・保育（<u>法第14第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。</u>）の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 略 （<u>利用申込みに対する</u>正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>_____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に
--	---

掲げる<u>小学校就学前子ども</u> 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法 _____ により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u> 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u> _____ に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項に規定する場合においては特定教育・保育施設は、<u>これらの項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、<u>当該選考</u>を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適	掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（<u>第4項において「選考方法」という。</u>）により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項の _____ 特定教育・保育施設は、<u>選考方法</u> _____ をあらかじめ<u>支給認定保護者</u> _____ に明示した上で、<u>選考</u>を _____ 行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u> _____ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適
--	---

くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、<u>この限りでない</u>。 （心身の状況等の把握） 第１０条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない</u>。 （小学校等との連携） 第１１条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない</u>。 （利用者負担額等の受領） 第１３条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第２７条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</u> <u>２</u> 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保	くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、<u>この限りではない</u>。 （心身の状況等の把握） 第１０条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （小学校等との連携） 第１１条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第１３条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第２８条第２項第２号に規定する町が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する町が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</u> <u>２</u> 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定</u>
---	--

<u>育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第２７条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</u> ３ 特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 ４ 特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次に</u>に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(2) 略 (3) <u>食事の提供（次に掲げるものは除く。）に要する費用</u>	<u>保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第２７条第３項第１号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第２８条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</u> ３ 特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 ４ 特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次の各号に</u>掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(2) 略 (3) <u>食事の提供に要する費用（法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第２号に</u>
--	---

<u>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u> <u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円</u> <u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700 円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）</u> <u>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</u> <u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の</u>	<u>掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u>
--	--

<u>年長者である者を除く。）である者</u> (イ) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u> ウ <u>満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u> (4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の<u>規定による</u>金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (<u>施設型給付費</u>の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう</u> <u>。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。</u>）の支給	(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> <u>。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の <u>。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。</u>金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u> <u>。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (<u>施設型給付費等の額に係る通知等</u>) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。</u>）の支給
---	--

を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係	を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u> _____ に対し、当該<u>支給認定保護者</u> _____ に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u> _____ に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u> _____ その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者</u> _____ に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u> _____ に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u> _____
--	--

る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （<u>教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知</u>） 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>当該施設型給付費の支給に係る市町村</u>に通知しなければならない。 （運営規程） 第20条 特定教育・保育施設は、次に<u>掲げる施設</u>の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに<u>特定教育・保育の提供を行わない日</u> (5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに<u>特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項</u>（第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。） (8)～(11) 略	又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （<u>支給認定保護者に関する町への通知</u>） 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>町</u>に通知しなければならない。 （運営規程） 第20条 特定教育・保育施設は、<u>次の各号に掲げる施設</u>の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び<u>利用に当たっての留意事項</u>（第6条第2項及び第3項に規定する<u>選考方法</u>を含む。） (8)～(11) 略
---	---

(勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (<u>利用定員</u>の遵守) 第22条 略 (<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な	(勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (<u>定員</u>の遵守) 第22条 略 (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な
--	--

措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の_____秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の_____秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</u> (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 略 (苦情への対応) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該	措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>_____又はその家族の<u>個人情報等の秘密</u>を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>_____又はその家族の<u>個人情報等の秘密</u>を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子どもに_____に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者_____の同意を得ておかなければならない。</u> (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>_____が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 略 (苦情への対応) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>_____又は<u>支給認定保護者</u>_____その他の当該
--	--

<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して<u>市町村</u>が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により<u>市町村</u>が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は<u>市町村</u>の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して<u>市町村</u>が行う調査に協力するとともに、<u>市町村</u>から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、<u>市町村</u>からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を<u>市町村</u>に報告しなければならない。 （事故発生の防止及び発生時の対応） 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に_____定める措置を講じなければならない。 (1)～(3) 略 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>市町村</u>、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措	<u>支給認定子ども</u>_____の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども</u>_____等」いう。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>_____等からの苦情に関して<u>町</u>_____が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により<u>町</u>_____が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は<u>町</u>_____の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども</u>_____等からの苦情に関して<u>町</u>_____が行う調査に協力するとともに、<u>町</u>_____から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、<u>町</u>_____からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を<u>町</u>_____に報告しなければならない。 （事故発生の防止及び発生時の対応） 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1)～(3) 略 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>_____に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに<u>町</u>_____、当該<u>支給認定子ども</u>_____の家族等に連絡を行うとともに、必要な措
---	--

置を講じなければならない。 3 略 4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) <u>第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録</u> _____ (3) <u>第19条の規定による市町村</u>への通知に係る記録 (4) <u>第30条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 (5) <u>第32条第3項の規定による</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>以下この条において同じ。</u>）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる	置を講じなければならない。 3 略 4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) <u>第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</u> (3) <u>第19条に規定する町</u>への通知に係る記録 (4) <u>第30条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) <u>第32条第3項に規定する</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>この条において同じ</u>。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる
---	--

小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る<u>利用定員の総数</u>を超えないものとする。 3 <u>特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</u> （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>以下この条において同</u>	小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る<u>利用定員の数</u>を超えないものとする。 3 <u>特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。</u> （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>次項において同じ</u>
---	--

じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る<u>利用定員の総数</u>を超えないものとする。 3 <u>特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ど</u>	__。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る<u>利用定員の数</u>を超えないものとする。 3 <u>特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）」とする。</u>
---	---

も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 (利用定員) 第37条 特定地域型保育事業<u>(事業所内保育事業を除く。)</u>の 利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は<u>家庭的保育事業にあつては</u>1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。))及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。以下同号において同じ。)にあつては_____6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条_____に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。))にあつては_____ ____6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては_____ ____1人とする。 2 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する<u>事業の運営</u>についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する<u>連携施設の種類の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業のうち、<u>家庭的保育事業にあつては、その</u> 利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を_____1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう_____。))及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、<u>その利用定員の数を</u>_____6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。))にあつては、<u>その利用定員の数を</u>6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、<u>その利用定員の数を</u>1人とする。 2 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する<u>運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担</u> _____ _____その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書
--	---

を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる</u>よう、選考するものとする。 3 <u>前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u> 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u>	を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子どもが</u>優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>前項の</u>特定地域型保育事業者は、<u>前項に規定する選考方法</u>をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、<u>選考を</u>行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u>
---	---

第４０条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第５４条第１項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

_____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町____が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項_____において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子ども に

集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる

集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう _____。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子ども _____）にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者 _____の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う____者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)</u>の支払を受けるものとする。 _____ _____ _____ _____ 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるもの	定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を<u>実施する</u>者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する町が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>_____から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるもの
---	--

とする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に_____掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品<u>購入に要する費用</u> (2)及び(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の<u>規定による金銭の支払</u>を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書	とする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>_____から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者</u>_____から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品_____ (2)及び(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>_____に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>_____に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の_____金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>_____に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>_____に対して説明を行い、文書
---	--

による同意を得なければならない。<u>ただし、同項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、<u>次に</u>掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程_____を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び<u>時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日</u> (5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに<u>特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する<u>選考の方法</u>を含む。)</u> (8)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	による同意を得なければならない。<u>ただし、第4項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、<u>次の各号に掲げる事業の運営</u>についての重要事項に関する規程<u>(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)</u>を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び<u>時間、</u>_____<u>提供を行わない日</u> (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び_____<u>利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する<u>選考方法</u>を含む。)</u> (8)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>_____に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>_____に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
--	--

3 略 (<u>利用定員の遵守</u>) 第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員_____を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次に</u>_____掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第12条<u>の規定による特定地域型保育</u>_____の提供の記録 (3) 次条において準用する第19条<u>の規定による市町村</u>への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第30条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 (<u>準用</u>) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定	3 略 (<u>定員の遵守</u>) 第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員<u>の定員</u>を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 次条において準用する第12条<u>に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項</u>の提供の記録 (3) 次条において準用する第19条<u>に規定する町</u>_____への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第30条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第32条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 (<u>準用</u>) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特
--	---

地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 1 1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 1 4 条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 1 9 条及び第 3 6 条第 3 項」とあるのは「地域型保育給付費（法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 1 9 条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 2 3 条中「運営規程」とあるのは「第 4 6 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第 5 1 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育

定地域型保育事業について準用する。この場合において、第 1 4 条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 8 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 3 0 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第 5 1 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定利用地域型保育

の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当

の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを_____含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第５２条 特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学

（特定利用地域型保育の基準）

第５２条 特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもを含む。</u>)の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の総数</u>を超えないものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</u> 附 則 (特定保育所に関する特例) 第2条 <u>特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当</u>	前子どもに該当する<u>支給認定子どもを</u> _____ 含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の数</u>を超えないものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u> 附 則 (特定保育所に関する特例) 第2条 <u>特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、</u>
---	---

分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 略

第3条 削除

第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 略

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する町が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する町が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」と

	あるのは「<u>法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する町が定める額」とする。</u> 2 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する町が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する町が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する町が定める額」とする。</u>
--	--

(<u>小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置</u>) 第4条 略 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者 (<u>特例保育所型事業所内保育事業者は除く。</u>) は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(<u>利用定員に関する経過措置</u>) 第4条 略 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者 _____ _____ は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	---

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(利用者負担額) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号及び法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める利用者負担額は、当該政令で定める額を限度として規則で定める額とする。 2 略 (利用者負担額の徴収) 第4条 町長は、町立保育所（洞爺湖町保育所条例（平成18年洞爺湖町条例第92条）第2条に規定する保育所をいう。）において<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し保育を行ったときは、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第1項に定める利用者負担額を徴収する。 2 町長は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し法附則第6条第1項の規定により町が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第2項に定める利用者負担額を徴収する。	(利用者負担額) 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号及び法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として当該<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める利用者負担額は、当該政令で定める額を限度として規則で定める額とする。 2 略 (利用者負担額の徴収) 第4条 町長は、町立保育所（洞爺湖町保育所条例（平成18年洞爺湖町条例第92条）第2条に規定する保育所をいう。）において<u>支給認定子ども</u>に対し保育を行ったときは、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第1項に定める利用者負担額を徴収する。 2 町長は、<u>支給認定子ども</u>に対し法附則第6条第1項の規定により町が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から前条第2項に定める利用者負担額を徴収する。